

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和11年12月31日

2. 計画内容

対策	計画期間	対策
【行動計画1-（2）ア】 所定外労働の削減のための措置の実施	令和8年1月～令和9年6月	令和8年1月 ・業務の現状やワークライフバランスについて実態調査を行い、現状分析を行う。 令和8年4月 ・ミーティング等で、所定外労働の原因を検証する。 ・管理職会議にて課題や対策を検討する。 令和8年8月 ・所定外労働の削減、仕事の効率化に関する資料を作成し、全従業員に周知する。 ・管理職は従業員に対し、終業時刻の退社を促すことを徹底させる。 令和8年10月 ・実施にあたり、毎月の所定外労働時間の目標を立てる。 ・所定外労働時間の実績を掲示し、意識啓発を行う。 令和9年1月 ・取組み後の従業員の労働時間を把握するため、実態調査を行う。 ・ミーティング等で、所定外労働が発生する要因を再検証する。
【行動計画1-（1）イ】 男性の子育て目的の休暇の取得促進	令和9年7月～令和10年12月	令和9年7月～9月 ・管理職及び相談窓口担当者に向けて研修を実施する。 ・子育て中の従業員に向けて研修を実施する。 令和9年12月 ・男性の子育て目的の休暇の取得に際し、労務管理体制を整える。 令和10年4月 ・ミーティング等で、全従業員に制度内容を周知する。 ・全従業員に子育て中の従業員への育児に対する理解の促進を行う。

中央土木 株式会社

代表取締役 角谷 勝利